

# 第8回 農業委員会総会議事録

平成30年2月22日開会

中標津町農業委員会

平成30年2月22日、第8回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

2番	田中洋希
3番	竹村聡
4番	武田健治
5番	田中世一
7番	須崎智
8番	上原房子
9番	和泉光広
10番	後藤田宏幸
11番	高橋正一
12番	赤波江信二
13番	國光達男
14番	小林亨
15番	中村正生
16番	笠原康博
17番	氏家康夫
18番	本田信幸

本日欠席した委員

1番	長谷川孝二
6番	瀧本和男

## 附議した案件

- (イ) 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第37号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ニ) 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ホ) 議案第39号 現況証明願いについて
- (ヘ) 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ト) 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (チ) 議案第42号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (リ) 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ヌ) 報告第24号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ル) 報告第25号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

## 本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	葛西 利光
係	本田 文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、16名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第8回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
2番、田中洋希委員。  
3番、竹村 聡委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長 1月23日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

1月24日札幌市におきまして全道農業者年金研究会が開催されまして、会長、代理、農業委員、代議員、事務局職員合わせて9名が参加しております。

研究会では、石田邦雄氏による「人こそ資源、人を育て、地域を育む」と題した講演があり、次に農業者年金基金中園理事長から「農業者年金を知らない農業者をゼロに」と題した情勢報告がありました。最後に申し合わせ決議として「農業者年金の一層の加入推進と『農業者年金協議会の輪』拡大に向けた申し合わせ」を可決し決定しました。

1月25日札幌市にて平成29年度農業委員会活動強化研修会が開催され、研修会では、柳村俊介氏による「担い手の確保・育成と円滑な経営継承について」と題した講演があり、事例報告では富良野市農業担い手育成機構上田氏より「富良野市農業担い手育成機構による新規就農の育成について」報告がありました。

会長、代理、農業委員、事務局職員7名が出席しております。

以上で会務報告を終わります。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第23号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

報告第23号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の44ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積22,114㎡。3、利用権の種類、使用貸借。4、契約期間、平成24年2月28日から平成34年2月28日まで。

5、合意解約成立の日、平成29年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、使用貸借していた農地について、農地中間管理機構へ所有権移転するため、期間内解約するものです。45ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積24,055㎡。3、利用権の種類、使用貸借。4、契約期間、平成14年10月1日から平成34年10月31日まで。

5、合意解約成立の日、平成29年7月28日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、後継者へ使用貸借していた農地について贈与するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議 長

以上で報告を終わります。

日程4、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1) について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積13,376㎡ほか3筆、利用目的、畑。合計畑104,334㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。4,402,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

8、見取図につきましては、4ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第35号(2)について説明致します。5ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事 高橋はるみ。

譲受人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積10㎡ほか2筆、合計畑33㎡、利用目的、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、地上権の移転。5、価格、無償。6、見取図につきましては、6ページのとおりとなっております。この案件につきましては、当事者両名の申し出により地上権の移転をしたい旨の申し出があったもので、無償譲渡するものであります。

申請地は〇〇〇〇地区にかかる範囲となり、道営事業により造成された営農用水施設のパイプラインが、農地に埋設された箇所に設定された地上権を、施設管理者変更のため中標津町へ移転するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条

第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(1)について説明いたします。8ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇 代表理事長 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積2,400㎡ほか1筆。  
合計畑2,815㎡。3、許可を受けようとする事由。〇〇〇〇施設建設のため。4、  
転用期間。平成30年3月20日から永久転用。5、見取図につきましては9ページ  
のとおりとなっております。  
この案件につきましては、〇〇〇〇施設を建設するため申請があったものです。  
申請面積については2,815㎡で、平成30年2月13日に第3地区推進班において  
現地確認を行ったところ、申請地は概ね10ha以上の一団の農地で、高性能農  
業機械による営農が可能な農地であることから、第1種農地であり、農業用施設  
ではないことから本来は許可できないものでありますが、中標津町農業振興地域整備  
計画の農業近代化施設整備計画の対象とされており、また、既存の民間事業所施設  
に近接し、上水道や通信インフラ等の利便性を考慮すると代替地は他にないことか  
ら、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしまし  
た。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。  
日程6、議案第37号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。  
(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第37号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)(2)について、ご説明申し上げます。  
議案の11ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,597㎡。3、許可期間。平成29年9月25日から永年。4、変更理由、クラスター事業にて畜舎及びその付帯施設を建設予定であったが予算配当がされず入札の執行が出来なかったため工期を変更する。5、変更後の事業計画、転用期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日。  
見取図につきましては、12ページのとおりとなっております。  
この案件につきましては、平成29年8月22日開催の第2回中標津町農業委員会総会議案第7号(2)で審議された後承認され、平成30年1月23日開催の第7回中標津町農業委員会総会報告第21号(3)で許可の報告をしたものですが、畜産クラスター事業において、予算の配当が現年度になされなかったため、工事期間を変更するものです。議案の13ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,405㎡。3、許可期間。平成29年9月25日から永年。4、変更理由、クラスター事業にて畜舎及びその付帯施設を建設予定であったが予算配当がされず入札の執行が出来なかったため工期を変更する。5、変更後の事業計画、転用期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日。  
見取図につきましては、14ページのとおりとなっております。  
この案件につきましても、平成29年8月22日開催の第2回中標津町農業委員会総会議案第7号(3)で審議された後承認され、平成30年1月23日開催の第7回中標津町農業委員会総会報告第21号(4)で許可の報告をしたものですが、畜産クラスター事業において、予算の配当が現年度になされなかったため、工事期間を変更するものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程7、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
(1) について説明いたします。16ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、48,677 m<sup>2</sup>の内 8,053 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由、砂採取のため。4、転用の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂 17,485 m<sup>3</sup>。7、最大切深 10.41m。8、見取図につきましては、17ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂採取のため申請があったものです。

申請地については、平成29年に隣接の非農地で採取を行なった継続としての申請で、当該農地の申請面積は8,053 m<sup>2</sup>となっております。

平成30年1月16日に第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。



高橋委員 議案第38号(2)について説明いたします。18ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、40,684㎡の内18,520㎡ほか1筆、合計畑20,883㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利32,630㎡。7、最大切深11.04m。8、見取図につきましては、19ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については、平成29年の継続地で今回の申請面積は20,883㎡となっております。積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第38号(3)について説明いたします。20ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、山林、現況、畑、面積、9,919㎡の内3,041㎡ほか1筆、合計畑15,446㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、黒墨25,464㎡。7、最大切深26.16m。8、見取図につきましては、21ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒ボク採取のため申請があったものです。

申請地については、平成29年の継続地であり、今回の申請面積は15,446㎡となっております。

積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、現地については雪解け後に再確認する

予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。  
日程 8、議案第 39 号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 小林委員。

小林委員 上程になりました、議案第 39 号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。23 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 1,950 m<sup>2</sup>、〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 23 m<sup>2</sup>、〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 40 m<sup>2</sup>、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は 24 ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。公簿が牧場で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。平成 30 年 2 月 6 日、第 6 地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程 9、議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について説明いたします。

議案の26ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積22,114㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年2月23日から平成35年12月24日まで。6、価格、年458,480円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は27ページのとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である農地所有適格法人で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) から(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第40号(2) から(4) について説明いたします。

なお、(2) から(4) は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

議案の28ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積42,857㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年3月1日

から平成31年2月28日まで。6、価格、年572,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は30ページのとおりです。31ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積65,554㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年3月1日から平成31年2月28日まで。6、価格、年546,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は33ページのとおりです。34ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,118㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年3月1日から平成31年2月28日まで。6、価格、年396,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は35ページのとおりです。この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。  
日程10、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。  
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。37ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成29年10月26日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。

平成29年12月27日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。

当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、38ページから40ページのとおりでありまして、合計50筆、739,295㎡です。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり要請致します。  
日程11、議案第42号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第42号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。42ページをお開きください。  
平成29年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、以上5件の提出がありました。

平成30年1月11日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。  
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本件は承認されました。  
日程12、報告第24号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。  
(1)について、内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第24号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1)について説明いたします。48ページをお開きください。  
(1)1、届出人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、許可年月日、許可番号、平成29年4月25日付、中農委4第29-1号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利、黒墨、土採取。5、事業計画の期間、平成29年4月27日から平成30年4月26日。6、事業完了年月日、平成29年12月29日。  
7、完了検査年月日につきましては、平成30年1月29日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、平成30年2月6日付けで、完了報告の写真にて確認したところです。現地については雪解け後に再確認する予定です。  
以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程13、報告第25号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。  
(1)について、内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 報告第25号(1)について説明いたします。50ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成29年4月25日付、中農委5第29-1号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業施設建設。5、事業計画の期間、平成29年4月25日から平成30年3月31日。6、事業完了年月日、平成30年1月29日。

この完了届けにつきましては、平成30年2月2日に工事完了の報告を受けており、第4地区推進班にて現地調査を行い、平成30年2月6日付けで確認したところです。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第8回総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

(閉会 14時7分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月22日

会 長 本 田 信 幸

2 番 田 中 洋 希

3 番 竹 村 聡